

令和2年第1回臨時会（2月4日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

令和2年第1回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（2月4日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○町長あいさつ	22
○閉議及び閉会の宣告	23
○会議録署名	24

飯綱町告示第15号

令和2年第1回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2年 1月31日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 2年 2月 4日

2 場 所 飯綱町役場 議場

3 付議案件 (1) 令和元年度飯綱町一般会計補正予算(第6号)
(2) 工事請負契約の締結について
(3) 工事変更請負契約の締結について
(4) 工事変更請負契約の締結について
(5) 工事変更請負契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	9番	伊 藤 まゆみ
10番	清 水 満	11番	樋 口 功
12番	渡 邊 千賀雄	13番	原 田 重 美
14番	青 山 弘	15番	大 川 憲 明

不応招議員（1名）

8番 荒 川 詔 夫

令和2年第1回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和2年第1回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年2月4日（火曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 4 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 6 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 7 工事変更請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 清 水 均 | 2番 | 風 間 行 男 |
| 3番 | 中 島 和 子 | 4番 | 目須田 修 |
| 5番 | 瀧 野 良 枝 | 6番 | 原 田 幸 長 |
| 7番 | 石 川 信 雄 | 9番 | 伊 藤 まゆみ |
| 10番 | 清 水 満 | 11番 | 樋 口 功 |
| 12番 | 渡 邊 千賀雄 | 13番 | 原 田 重 美 |
| 14番 | 青 山 弘 | 15番 | 大 川 憲 明 |

欠席議員（1名）

8番 荒川 詔夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村 勝盛	副町長	合津 俊雄
教育長	馬島 敦子	総務課長	原 章胤
企画課長	徳永 裕二	産業観光課長	土屋 龍彦

事務局職員出席者

事務局長	笠井 順一	事務局書記	荒井 智雄
------	-------	-------	-------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

今年の冬は暖冬であり、1月も平均気温で3度近く平年より高い冬であります。また、報道によりますと、この2月も引き続き暖冬が続くとなっておりますけれども、平地に住む我々にとっては生活がしやすく、過ごしやすい冬でありますけれども、農業にしても観光にしてもスキー場関係でも大変ではないかと考えております。

この冬をしっかりと乗り切っていただきまして、皆さんと一緒に今年も議会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

地方自治法第113条の規定による議員定数の半数に達しております。

これより、令和2年第1回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和2年飯綱町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位には何かとご多用の中、第1回臨時会に定刻までにご参集いただき厚く御礼申し上げます。

令和になって初めての新年を迎えたわけですが、あっという間に2月を迎えております。今年には災害のない平穏な1年になるよう願っておりますが、全くというほど降雪がない状況が続いております。通常ですと、一面雪に覆われているこの時期ですが、信濃町や飯山市、白馬村

などでも例年の3分の1、5分の1という積雪であるとの情報が伝わってきております。

2月、3月において一定の降雪を願っておりますが、春先の水不足が心配されます。水路やため池など水利施設の点検整備や凍害や遅霜対策を呼び掛けていきたいと思っております。

さて、今臨時会にご提案申し上げます案件は、一般会計補正予算（第6号）と工事請負契約の締結で4件の計5件でございます。

一般会計の補正予算は、役場庁舎建設に伴う関係費用の減額補正、債務負担行為の増額及びふるさと応援寄付金の増額に関するものであります。

工事請負契約につきましては、先月入札をいたしました役場庁舎の建設に関する新たな請負契約、また他の3件は旧三水第二小学校、旧牟礼西小学校及び三本松直売所のそれぞれにおける追加工事を行うための変更請負契約であります。提案説明の際には、担当から詳細にご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

令和元年度は臨時議会が多く誠に申し訳ないと思っております。工事請負契約等の議案が多いのが原因の一つではありますが、なるべく定例議会に提案するよう努めていきたいと考えております。議員各位のご協力に感謝申し上げ、開会のごあいさつといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、6番 原田幸長議員、7番 石川信雄議員、9番 伊藤まゆみ議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 10 番、清水満でございます。

本日招集されました、令和 2 年第 1 回飯綱町議会臨時会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

本日、午前 9 時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日 1 日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 3、議案第 1 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 1 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案書並びに議案の提案説明書 1 ページをご覧ください。

補正の概要でございますが、補正予算額 3 億 2,926 万 7,000 円を減額し、補正後の予算額を 88 億 6,989 万 1,000 円とするものでございます。

また、新庁舎建設に係る入札によりまして請負契約の締結議案を上程しておりますが、今年

度の支払額が確定しましたので、予算の補正と併せて令和2年度及び3年度の債務負担行為限度額の補正をお願いするものでございます。

変更額は、今年度の工事費の減額補正を受けまして、2億196万8,000円増額し、11億8,938万9,000円とするものでございます。なお、庁舎建設事業費の減額補正を受け、予定していました合併特例債発行の限度額も併せて変更し、2億320万円減の1億9,260万円とするものでございます。

それでは、補正内容を申し上げます。

歳入では、14款 国庫支出金、これにつきましては事業費の決定により、地中熱利用による補助金を1,686万9,000円増額するものでございます。

17款 寄付金では、ふるさと応援寄付金の寄付額増による補正で3,000万円お願いするものでございます。

18款 繰入金では、今年度の庁舎建設事業費の減額を受け、予定していた庁舎建設基金の繰入れを1億7,293万6,000円減額するものでございます。

また、21款 町債の合併特例債につきましても2億320万円減額するものであります。

続きまして歳出でございます。

2款 総務費でございます。財産管理費の工事請負費、庁舎建設事業の今年度の支払額の確定により、3億5,926万7,000円を減額するものでございます。

総務基金費、ふるさと応援基金への積立金といたしまして966万6,000円。関連して諸費の報償費に1,020万円、役員費の郵送料・手数料に650万4,000円。事務委託費に363万円を補正するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第1号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第2号）

○総務課長（原章胤） 議案第2号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 飯綱町役場新庁舎建設工事。
- 2、工事場所 飯綱町大字牟礼2795番地1他。
- 3、契約の方法 一般競争入札。
- 4、契約金額 金11億1,100万円、うち消費税1億100万円。

5、契約の相手方 長野市早苗町 45 番地、株式会社 岡谷組 長野支店、支店長 味澤英治。

令和 2 年 2 月 4 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

それでは、議案の提案書 2 ページ上段をご覧くださいと思います。

工事の内容でございますが、新庁舎につきましては鉄骨造り 2 階建てでございます、延床面積 1723.85 平方メートルでございます。これにつきましては、電気設備工事と機械設備工事を含まれます。

また、現牟礼庁舎の改修面積につきましては 856.58 平方メートルでございます。そのほか、鉄筋コンクリート 3 階建の飯綱福祉センターの解体、1,815 平方メートルと駐車場整備などの外構工事を予定しております。工期につきましては、議会議決の日から令和 4 年 3 月 31 日でございます。

なお、新庁舎については本年 12 月 18 日を予定しています。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第5、議案第3号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第3号）

○企画課長（徳永裕二） それでは、はじめに議案書をお願いいたします。

議案第3号 工事変更請負契約の締結について。

次のとおり工事変更請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名 令和元年度旧三水第二小学校改修工事（1階・2階部）。
- 2、工事場所 飯綱町大字赤塩 2489 番地。
- 3、契約金額 変更前 金 9,570 万円、うち消費税 870 万円。変更後 金 1 億 2,210 万円、うち消費税 1,110 万円。
- 4、契約の相手方 住所 千曲市大字上徳間 234 番地、氏名 中信建設株式会社、代表者 代表取締役社長 諏訪和孝。

令和2年2月4日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

次に、議案の提案説明書2ページ中段をお願いします。

1の工事名はただいま申し上げたとおりでございます。

2の変更内容でございますが、旧三水第二小学校の1階、2階部の空調設備工事及び追加改修工事等による増工でございます。

旧三水第二小学校については、本年度で改修をおおむね終えて、今春のグランドオープンを予定しているところでございますが、当初では地方創生推進交付金のハード事業の予算不足か

ら、空調設備等を設計に含めることができず、補正予算等での対応が必要となっていたところ
でございます。

その後の入札で落札率が82.58パーセントとなり、入札差金が2,000万円ほど発生し、また、
さきの12月定例会の補正予算で、空調設備等を完了するために更に必要な550万円ほどの増額
補正を可決していただきましたので、増工により1階・2階部の空調設備、これに係る電気、
内装工事等を行いまして、旧第二小学校の跡施設「しごとの創業・交流拠点」が、できるだけ
完全な形で今春オープンできるようにしていきたいというものでございます。

3の関係法令でございますが、記載のとおりでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。青山議員。

○14番（青山弘） 議席番号14番、青山弘です。今、工事変更請負契約の理由が、今春グラン
ドオープンするわけですけれども、予算不足でなかなか満足のいくようなものができなかった
けれども、入札の差金ですとか、そういうものでお金が間に合ったから追加工事をして完全な
ものにしたいという説明だったと私は理解しております。

この名前ですけれども、ここからあとのものも全部そうですけれども、工事変更請負契約の
金額というのが、例えばこれは2,600万円ほどお金が余計にかかるわけです。元が9,500万と
いう金額ですけれども、こういうのも変更請負契約となるのか。私が考えるには増工ではない
のかと思うので、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。増工ということで今回変更契約をしているわけ
ですけれども、別の方法としては、また別にもう一本契約を結ぶという方法もあるかと思いま
す。

今回の場合、特に地方創生推進交付金という国からの交付金をいただいてやっている事業で

ございまして、先ほど少しご説明したとおり、落札率が 82.58 パーセントで設計した価格よりも低く落札されているわけです。今回の増工という形で変更契約をすると、増工する工事についても同じ落札率が掛かっていくわけです。これを別に契約してしまうと、また新たに設計を組んで見積をもらいなおしますので、場合によっては 100 パーセントや 90 パーセントなど、今回の落札率よりも高い割合で別途契約するということが生じてきてしまうわけです。

先ほど申し上げたように国の交付金をいただいていますので、関連の工事は変更契約により増工して、同じ落札率を掛ける中で工事を完成していくことが好ましいということで、いずれの事業もそのような形で、このあと提案するものもそうですが、既存の工事の当初の設計を変更、増工して、それに最初の契約の落札率を掛けて、それで変更契約をしていくというのが一般的かとは思いますが。

○14 番（青山弘） 今の説明は、このほうがお得だという解釈でよろしいですか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。お得と言いますか、一つのルールとして元の発注した工事があるわけですから、その工事に伴い増えた部分というのは、元の設計に従って工事を増やして、元の工事の入札の際に生じた落札率というものを基本に契約する。会計検査でもそのような指摘も出てくるわけですが、そういった一つのルールの中で行っているということになります。

ですので、先ほど別発注して 100 パーセントや 90 パーセントになる、場合によってはこの落札率よりも低くなるということも考えられないわけではありませんが、基本的にあまり低くなるということはないと思います。一つのルールとして、そのような方法で変更契約をしているということでございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。風間議員。

○2 番（風間行男） 2 番、風間ですが、空調工事の請負額と追加改修工事の内容はいくらぐらいなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。空調設備の関係で約 1,000 万円でございます、電気工事の関係で約 500 万円、空調の関係で内装等の変更もしていくわけですけれども、これが 1,000 万円ほどということで、今回の内訳はなっているところございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 3 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 4 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 4 号）

○企画課長（徳永裕二） それでは、はじめに議案書をお願いいたします。

議案第4号 工事変更請負契約の締結について。

次のとおり工事変更請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名 令和元年度自然の中の暮らし魅力創造発信事業、旧牟礼西小学校跡拠点施設整備工事。

2、工事場所 飯綱町大字川上1535番地。

3、契約金額 変更前 金8,574万5,000円、うち消費税779万5,000円。変更後 金9,540万3,000円、うち消費税867万3,000円。

4、契約の相手方 住所 長野市安茂里小市一丁目3番31号、氏名 高木建設株式会社、代表者 代表取締役社長 高木正雄。

令和2年2月4日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

次に、議案の提案説明書2ページ下段からお願いします。

1の工事名はただいま申し上げたとおりでございます。

2の変更内容でございますが、旧牟礼西小学校の1階部分のセミナー室、旧1、2年生教室及び多目的トイレ、これは旧職員トイレ周辺になります。これらの改修工事による増工でございます。

旧牟礼西小学校については、サッカー場が完成したことから、これとの一体的な利用を考えまして、コミュニティスペースやカフェとして活用する普通教室棟の1階部分は本年度で改修を終えて、来年度での一部オープンを予定しているところでございますが、当初契約では、建設資材の値上がりなどによる予算不足等もございまして、普通教室棟の1階部分の改修を完了させるまでの設計が組めず、工事が1階部分の途中までとなっていたところでございます。

先の12月定例会の補正予算で、普通教室棟の1階部分の改修を完了するために必要な800万円ほどの増額補正を可決していただきましたので、増工により改修範囲を広げ、来年度の一部

オープンに向けて1階部分を完成させたいというものでございます。

3の関係法令でございますが、記載のとおりでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第4号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第7、議案第5号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第5号）

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、ただいま議題となりました議案第5号 工事変更請負

契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案及び議案の提案説明書 3 ページをご覧ください。

令和元年 9 月 6 日に議決をいただきました三本松周辺農産物直売施設建設工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案をいたしました変更の内容は、工事請負契約金額の変更でございます。工事請負契約金額は 949 万 3,000 円増額し、変更後の契約金額を 1 億 1,993 万 3,000 円とし、請負者、高木建設株式会社と工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

設計変更の主な内容につきましては、1 として一部軟弱地盤の箇所で地盤改良の必要があり、基礎工事において増工事となったこと。2 として監視カメラと案内表示板の設置に係る増工事でございます。

基礎工事の増工事についてももう少し詳細に説明をいたしますと、直売所の正面に向かって右側の箇所に軟弱な地盤がございまして、その基礎下にある建物を支持できない約 45 平方メートルでございますが、その軟弱地盤をラップルコンクリートという無筋コンクリートに置き換える工事でございます。このラップルコンクリートについては、おおむね 70 センチ平均で置き換えまして、数量につきましては約 34 立法メートルの工事数量を実施しているところでございます。

工事請負契約約款第 18 条及び第 19 条の規定に基づく以上のような設計変更に伴いまして、工事請負契約金額を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○7 番（石川信雄） 7 番、石川です。こちらの工事ですが、括弧 1 の基礎工事については仕方のないことだと思いますが、括弧 2 ですが、これは基本設計の段階において当然入っている工事内容だと思いますが、商業建築ですから当たり前にあってしかるべきものなので、どうして

基本設計の段階でこれが入っていなかったのか、追加工事なった理由をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。この監視カメラやサイン工事、案内表示板の関係ですが、当初の基本設計の中に入れていくという考え方もございましたが、予算的にも当初予算の段階で厳しかったこともございまして、この監視カメラの設置とサイン工事等につきましては、建物竣工後、新年度において実施する予定でございました。

しかし、本体工事に併せて監視カメラを設置した方が、配線等が表に出ず見栄えが良いこと。また、監視カメラやサイン工事は高所に付けるため、本体建設工事の足場があるときに工事を行えば設置費用が減少できることから、工事を追加した設計図書に変更いたしました。

あと、予算面のございですが、当初契約の落札率が 96.63 パーセントということで入札差金も出ましたので、今回のこの変更契約につきましては設計金額の 96.572 パーセントで変更仮契約を締結しているところでございます。差金等もございまして、現予算の範囲内で変更仮契約を締結しているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。清水均議員。

○1 番（清水均） 1 番、清水です。括弧 1 の直接工事費はどのくらいになりますか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 直接工事費の設計額につきまして答弁させていただきます。

まず、ラップルコンクリートの関係でございますが、直接工事費の設計額が約 100 万円でございます。あと、サイン工事でございますが、外部と内部のサイン表示の直接工事費設計額が約 260 万円でございます。監視カメラの設置工事の関係で設計額が約 97 万円でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 清水均議員。

○1 番（清水均） 1 番、清水です。現地はもう見られないわけですか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、現在の工事の進捗率でございますが、1月末現在で50パーセントの状況で当初の計画どおり進んでいるところでございます。

現地の関係でございますが、基礎工事の増工事につきましては終了しておりますので、現場でどこの部分を増工事したかということは外側からだけ見ることはできますけれども。その他のサイン工事、監視カメラにつきましてはこれからでございますので、今のところは完了した部分を見ることはできません。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田です。この工事の契約の内容についてお伺いします。

軟弱地盤ということで、もちろん入札の時点で現場に行けば分かることです。私のような素人でも分かります。そういう所の工事を追加で予算をとってするということですので、今後、その軟弱地盤が原因で建物に影響が出た場合、例えばひびが入ったとか、こういったものに対しての保証ですが、どんな契約になっていますか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。基礎工事の追加工事になった部分でございますが、当初、地質調査等も行いまして、比較的硬質であるだろうということで当初契約していたわけでございますが、実際に工事に入ったところで軟弱な地盤が出てきたということで、工事約款で工事現場の現状や地質、湧水等の状態があった場合には、設計図書を変更して請負契約を変更しなければならないということで契約の中に定めておりましたので、この契約約款に基づいて今回変更契約を行ったわけでございます。

今、目須田議員からお話のあった、今後、軟弱地盤が原因で建物に瑕疵が出てきた場合にどのような保証になっているかということでございますが、まずは現場において町と設計監理業者と工事の施工業者でしっかりと現場を見ながら、そういったことのないように進めております。

すので、今後、そのような地盤が悪いことによって建物自体に悪い影響が起きるようなことはないと考えております。しっかりと確認をしながらしゅん工検査等を行ってまいりたいと考えております。

実際に建物に何かあった場合の保証期間等々については、今、手元に資料がございませんので、建物に対してのどの程度の保証期間があるのか、具体的な数字についてはお答えすることができません。以上でございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の答弁で確認します。工事が完了し受け渡した後ということですが、特に保証期間の契約がないということですが、なぜないのですか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 工事の保証に対する期間がないというものではなくて、今、手持ちでその資料がございませんので、具体的に何年間、その建物の保証があるかということが分からないということでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。なるべく時間を短縮して、いろいろな人が質問できるようにお願いします。

○4番（目須田修） 回答が不備だから質問しなおしているわけです。

確認しますが、もし軟弱地盤が原因でひびが入ったらと最初にお聞きしていますけれども、現在の回答ですと、もしそういったことで建物にひび等々が入った場合にはやむを得ないと考えているのですか。

要するに、町の予算でそこを修理すると考えていらっしゃいますか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） そういった場合にやむを得ないと考えているということは全くございません。

建物ができた時にしっかりと検査をして完全なものの引き渡しを受けたいと思っておりますし、その後、何年かの間に何かしら建物に不備が出てきた場合には、それはしっかりと施工業者とも話し合いながら責任の所在について協議し、請負業者側に責任があるようであれば請負業者に修繕をしていただくといったことを町は考えているところでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の回答ですと、契約にそういうことがうたっていないのに、そちらの希望であって契約書にないのではないですか。どうですか。

○議長（大川憲明） 目須田議員。今、課長が言ったのは、契約はしてあって、建物については何年間という保証期間があるわけです。その間は大丈夫だけれども、今、その資料を持っていないから何年間と答えることができないと言っているわけです。

○4番（目須田修） 分かりました。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第5号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

た。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ただいまご提案申し上げました5件の案件について、原案どおりのご決定をいただき、誠にありがとうございました。

先月、信濃毎日新聞に人口の動態について市町村別に一覧表が掲載されました。残念ながら、我が町もいろいろ努力しているわけですが、160人近い減少でした。長野県17市も全部減少でした。しかし、そのような中で南箕輪村、原村、野沢温泉村、小布施町などは非常に堅実な動きをしていたり、一部増であったり、そういう自治体も出てきております。

人口増対策に取り組んでいるわけですが、統計の取り方はいろいろございますけれども、この間の新聞では飯綱町の人口は1万330人ほどとなっております。間もなく、ボーダーラインだと思っている1万人を割り込むような厳しい数字の現実というものを突き付けられたような気がいたしました。

そのような中、今日、変更契約等をお願い申し上げました各施設は、新しい町の魅力づくりに何とか寄与していきたいという各々の施設でございます。

2月2日に事業チャレンジということで若い人が中心になって飯綱町で商売をやりたい、会社を興したいという人たちのコンテストを行いました。奈良本は飯綱町の一番はずれのほうだというイメージから、その奈良本から2人の若い方が出てきて、「こんなことをやりたい」と言われました。正に奈良本は東の玄関口だと言わんばかりの素晴らしいチャレンジでございました。

そういう意味で、厳しい状況の中にはありますが、ただいまお認めいただいた施設を活用することによって住んでいる人たちも大いに自信をもって、そしてそれを見て転入者が増えてく

るような町づくりを、是非、私は議会と議員各位と一緒に進めていきたいと思っております。

令和2年度の予算もほぼ固まってまいりました。また、3月の定例議会等で大いにご意見を交わしたいと思っております。

以上申し上げまして、本日の御礼としたいと思います。ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和2年第1回飯綱町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

6 番

7 番

9 番